

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第2回期日(2023年4月11日)に提出された書面です。

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 第1準備書面

(社会情勢の変化について)

2023年(令和5年)4月7日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

同訴訟復代理人 同 森 本 智 子

同 松 本 亜 土

## 目 次

第1	はじめに ----- 本準備書面の目的.....	4
第2	日本国内における動き .....	4
1	政府・国会の状況.....	4
2	荒井勝喜前秘書官による同性カップルに対する差別的発言.....	7
(1)	岸田文雄首相の同性婚を巡る答弁 .....	7
(2)	荒井前秘書官の差別的発言 .....	8
(3)	荒井前秘書官の差別的発言に対する反応 .....	8
(4)	同性婚法制化に向けた動き .....	10
(5)	G7各国からの厳しい視線 .....	10
3	地方議員による同性カップルに対する差別的発言.....	11
4	弁護士会等による意見表明 .....	11
(1)	日本弁護士連合会 .....	11
(2)	愛知県弁護士会.....	12
(3)	鹿児島県弁護士会.....	12
(4)	千葉県弁護士会.....	13
(5)	福岡県弁護士会.....	13
(6)	山梨県弁護士会.....	13
(7)	熊本県弁護士会.....	13
(8)	香川県弁護士会.....	13
(9)	岡山弁護士会 .....	14
(10)	福島県弁護士会.....	14
(11)	東京弁護士会 .....	14
(12)	山口県弁護士会.....	14
(13)	東京青年司法書士協議会 .....	14
(14)	国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ .....	15

5	地方自治体における取組み等 .....	15
(1)	パートナーシップ制度の拡がり .....	15
(2)	東京都小金井市議会による意見書 .....	22
(3)	京都府京田辺市議会による意見書 .....	22
(4)	北海道歌志内市議会による意見書 .....	22
(5)	東京都町田市議会による意見書 .....	22
(6)	まとめ .....	22
6	国民の意識のさらなる変化 .....	22
(1)	NHKによる世論調査 .....	22
(2)	朝日新聞及び日本経済新聞社による電話世論調査 .....	23
(3)	毎日新聞による世論調査 .....	23
(4)	読売新聞による世論調査 .....	24
(5)	FNN(フジニュースネットワーク)による世論調査 .....	24
(6)	まとめ .....	24
第3	企業等の取組み .....	25
第4	諸外国における取組み .....	25

## 第1 はじめに ----- 本準備書面の目的

控訴人らは、本準備書面において、控訴審第2回口頭弁論期日に至るまでの事実関係を中心に、国内外の更なる社会情勢の変化について主張立証をする。

## 第2 日本国内における動き

### 1 政府・国会の状況

- (1) 2021年10月11日、衆議院本会議において立憲民主党の枝野幸男議員が岸田文雄首相に対し「同性カップルによる婚姻を可能にする法制度の実現を目指します。担当の大臣も設けます。これらについての総理の見解をお聞きいたします。」と質問したところ、岸田首相は「同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えます。また、性的指向、性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。多様性が尊重され、全ての人々が互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け、関係大臣が連携して、しっかりと取り組んでまいります。」と答弁した(甲A627)。
- (2) 2021年10月12日、参議院本会議において立憲民主党の福山哲郎議員が岸田首相に対し「報道によると、先日、同性婚の実現を求めて永田町にも足を運ばれていたある女性のがんで亡くなりました。この方は、一昨年十二月の院内集会で、この命の話はどうか急いで決めてください、私が死ぬ前にどうか頼みますと言われていたそうです。今も生活上の困難を抱えながら同性婚の裁判を闘われている原告の方々がいらっしゃいます。総理は、一度でも同性婚やLGBT平等法を求める集会に出席されて、当事者の話を聞かれたことがありますか。

岸田総理，同性婚を実現されるおつもりがあるのですか。お伺いします。」と質問したところ，岸田首相は「性的指向，性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えます。また，同性婚に関しては，様々な意見や要望があることは承知しておりますが，その導入については，我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり，極めて慎重な検討を要するものであると考えております。いずれにせよ，多様性が尊重され，全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし，生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け，引き続き様々な国民の声を受け止め，しっかりと取り組んでまいります。」と答弁した（甲A628）。

(3) 2021年12月8日，衆議院本会議において，立憲民主党の西村智奈美議員が岸田首相に対し「性的指向によって結婚を認めないことは不当な差別ではないのか，明確にお答えください。」と質問したところ，岸田首相は「性的指向，性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはなりません，同性婚制度の導入については，我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり，極めて慎重な検討を要するものであると考えております。いずれにせよ，全ての人々が，お互いの人権や尊厳を大切にし，生き生きとした人生を送ることができる，多様性が尊重される社会を実現すべく，しっかり取り組んでまいりたいと考えます。」と答弁した（甲A629）。

(4) 2022年1月19日，衆議院本会議において，立憲民主党の小川淳也議員が岸田首相に対し「同性婚の問題についても，そろそろ国会は答えを出さなければなりません。与党に反対派が多数おられることはよく承知の上で，総理に御提案です。夫婦別姓，同性婚など，個々の人間観，人生観，社会観，家族観に関わるような政治課題については，必ずしも党派的政治色を前面に出すことは適切でなく，かつて子

供への臓器移植を議論したときと同様、例えば、各党が党議拘束を解除し、それぞれの議員の良心と良識に委ね、法案の審議並びに採決を行うことも検討に値すると思われませんが、総理のお考えをお聞きしたいと思います。」と質問したところ、岸田首相は「同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。」と答弁した(甲A630)。

- (5) 2022年4月22日、第208回衆議院法務委員会において、日本共産党の本村伸子衆議院議員から古川禎久法務大臣に対して、同性婚に関する質問がなされている。本村伸子議員は、古川大臣に対し「同性婚は、社会的な承認が存在しているとは言い難いというふうにあります。社会的承認とは何ですか。どうしたら同性婚を認めることができるのでしょうか。どういう基準であれば社会的承認があると言えるのでしょうか。大臣、お答えください。」と質問したところ、古川大臣は「同性婚制度を導入すべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、国民各層の意見を踏まえる必要があると考えておりまして、(略)まずは、引き続き、国会における議論や自治体の取組等の動向を注視してまいりたいと存じます。」と答弁した(甲A631)。

- (6) 2022年10月5日、衆議院本会議において、立憲民主党の西村智奈美議員が岸田首相に対し「昨年の代表質問でも、選択的夫婦別姓、同性婚の実現など、多様な生き方を可能とする制度の導入を求めましたが、先送りとの回答でした。これらの政策に強く反対してきたのが旧統一教会です。こうした政策判断の背景に旧統一教会と自由民主党の関係が影響していなかったか、お聞かせください。旧統一教会との関係を絶つというのであれば、これらの政策課題についても改めて政

府・与党内で議論，検討を進めていただきたいと考えますが，いかがでしょうか。」と質問したところ，岸田首相は「性的指向，性自認を理由とする不当な差別や偏見はあってはならないと考えており，政府としては，多様性が尊重され，全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし，生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向け，引き続き，様々な国民の声を受け止め，しっかりと取り組んでまいります。」「同性婚制度の導入については，我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり，極めて慎重な検討を要するものであると考えております。」と答弁した（甲A632）。

- (7) 以上のとおり，政府は2015年2月18日の参議院本会議における安倍晋三首相の答弁（甲A312）以来，同性間の婚姻について「極めて慎重な検討を要する」との答弁を繰り返しているが，政府でも国会でも検討を始める様子がまったく見られないまま現在に至っている。

## 2 荒井勝喜前秘書官による同性カップルに対する差別的発言

### (1) 岸田文雄首相の同性婚を巡る答弁

2023年2月1日，第211回衆議院予算委員会において，立憲民主党の西村智奈美議員から岸田首相に対し「同性婚の合法化に対して，総理は反対の意思を有しているのか」「慎重に検討するとはいつまでに検討するのか明言してほしい」旨の質問がなされた。

岸田首相は，「（同性婚の合法化については）日本の国民全てがそれによって大きな関わりを持つことになる，社会が変わっていく，こういった問題でもあります。全ての国民にとっても，家族観や，価値観や，そして社会が変わってしまう，こうした課題であります。だからこそ，社会全体の雰囲気，全体のありよう，こうしたものにしっか

り思いを巡らした上で判断することが大事だということを申し上げております。」と答弁した。

## (2) 荒井前秘書官の差別的発言

2023年2月3日夜、首相官邸において、荒井勝喜首相秘書官(以下、「荒井前秘書官」という。)に対する取材が行われた。

この取材で、荒井秘書官は、岸田首相の上記答弁の意図等を解説した。その際、荒井秘書官は「(同性婚の法制化により)社会の在り方が変わる。秘書官室は全員反対で、身の回りも反対だ。同性婚導入になると、社会のありようが変わってしまう。国を捨てる人、この国にいたくないと言って反対する人は結構いる。」「僕だって見るのも嫌だ。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」等と発言した。

同年2月4日、荒井前秘書官はこの発言を理由に更迭された。

同年2月5日には「更迭だけでは終わらせない！ #岸田政権にLGBTQの人権を守る法整備を求めます」と題したオンライン署名活動が始まった。現在、5万5000人を超える署名が集まっている。

## (3) 荒井前秘書官の差別的発言に対する反応

2023年2月6日、岸田首相は、政府与党連絡会議において、「多様性を尊重し、包摂的な社会を実現していく政府の方針について、国民に誤解を生じさせたことは遺憾で、不快な思いをさせてしまった方々におわびを申し上げる」と陳謝した。

同日、第211回衆議院予算委員会において、荒井前秘書官の発言について、松野博一官房長官は、「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる、見たらどう思うか、隣に住んでいたらどう思うか、これらの点は不当な差別に取られる可能性が高いものだと考えております。他の秘書官も同じ考えであるかということに関しては、これは、元秘



書官も発言しているとおおり、確認したわけでもなく、全く根拠のないものであるということでございます。」と述べている。

また、同年2月8日、岸田首相は、上記荒井前秘書官の発言に対して、「今回の総理大臣秘書官の発言、これは、不当な差別と受け取られても仕方がないものであり、政府の方針と全く相入れず、言語道断であり、不快な思いをさせてしまった方々におわびを申し上げなければならないと思います。その上で、私の発言についてですが、これは、同性婚制度の導入については、国民生活の基本に関わる問題であり、国民一人一人の家族観とも密接に関わるものであり、その意味で、全ての国民に幅広く関わる問題であるという認識の下に、社会が変わるということをお願いしたわけであります。(略)国民各層の意見、国会における議論、あるいは同性婚に関する訴訟の動向、また地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入、こうした運用の状況を注視していく必要がある、こうした慎重な検討が必要である、議論が必要である、こういった意味で申し上げたわけであります。」と答弁している。

同年2月17日、岸田首相は、当事者団体の代表者らと面会し、多様性が尊重される社会の実現に努力する考えを表明した。

同年3月6日、参議院予算委員会において、同性愛者であることを公表している立憲民主党の石川大我参議院議員が岸田首相に対して

「私はいつ愛する人と結婚ができるようになるのでしょうか」と質問したところ、岸田首相は「社会の理解や議論の深まりを進めることによって結論を出していく、こうした取り組みの進み具合によって、時期が決まってくると考えます。」と明確な答弁を避けた。

荒井前秘書官による差別的発言以降、岸田首相は上記以外にも国会で同性婚法制化についてたびたび質問を受けているが、やはり「慎重

な議論が必要である」との答弁に終始している。岸田首相が同年2月8日以降、同性婚法制化に関して「議論」という言葉を使用したのは両院合わせて実に90回にのぼる。しかし、荒井前秘書官による差別的発言を巡って強い批判を受けてもなお同性婚法制化に向けた「議論」は始まる兆しすら見られない。

#### (4) 同性婚法制化に向けた動き

同年3月6日、立憲民主党と社会民主党は、衆議院に対して、民法改正案「婚姻平等法案」を提出した。また、同年3月29日、日本共産党は、参議院に対して、「婚姻平等法案」を提出した。

また、国会外においても、同年3月15日、公益社団法人「M a r r i a g e F o r A l l J a p a n-結婚の自由をすべての人に」が、同性婚を巡る具体的な議論の促進と結婚の平等（同性婚の法制化）実現を目指して、「婚姻平等マリフォー法案」を発表した。

このように、国会の内外で、同性婚の法制化に向けた活発な動きがみられている。しかし、政府及び与党は、同性婚の法制化どころか、「LGBT理解増進法案」ですら成立させられない状況である。

#### (5) G7各国からの厳しい視線

日本は、2023年5月に開催されるG7サミットの議長国であるところ、G7の中で唯一同性カップルを保護する法律のない国である。荒井前秘書官の差別的発言を契機に、エマニュエル駐日米大使が主導して、日本を除く6か国と欧州連合（EU）の駐日大使が連名で、LGBTQの権利を守る法整備を促すよう岸田首相宛ての書簡（2023年2月17日付）を取りまとめている。書簡には、日本でLGBTQの権利を守る法整備が遅れていることを念頭に「議長国の日本は全ての人に平等な権利をもたらすまたとない機会に恵まれている」と指摘し、国際社会の動きに足並みをそろえることができる等と求めた。

書簡のとりまとめに先立ち、エマニュエル駐日米大使は、同年2月15日、「(LGBTQの)理解増進だけでなく、差別に対して明確に、必要な措置を講じる」ことを岸田首相や国会に対して求めた。

### 3 地方議員による同性カップルに対する差別的発言

名古屋市緑区選出の渡辺昇愛知県議会議員は、2022年9月、インターネット上において、「キューバはキューバです！同性結婚なんて気持ち悪い事は絶対大反対です！」と述べた。渡辺議員は、この発言に対して抗議を受けたことから謝罪し、所属していた自民党を離党した。

渡辺議員は、2023年1月24日、「同性婚が気持ち悪いと言って何がいけないんですか。世の中には同性婚を気持ち悪いと思う人が殆どです。」「同性がキスしたりするのは私のようなまともな人が見たらどう思うかお分かりですよ。」などと再び差別発言をした。これを受け、同月27日、差別発言を受けた当事者や支援団体などが、自民党などの各党に対し、議員辞職勧告を求める要望書を提出した。なお、渡辺議員は現在も愛知県議会議員(無所属)として活動している。

原審原告ら第12準備書面で述べたとおり、同性カップルに婚姻を認めない現行法が、同性愛者は異常でありその関係は異性間の関係に劣後すると言う差別意識を生産し続けているのである。

### 4 弁護士会等による意見表明

#### (1) 日本弁護士連合会

2023年2月16日、日本弁護士連合会は、「我が国における法制上、戸籍上の同性間での婚姻(同性婚)が認められていないことは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害である」ことから、「政府及び国会に対し、同性間の婚姻を認め、これに関連する法整備を速やかに行うこと」を求める会長声明を発表した。

## (2) 愛知県弁護士会

同年2月3日、愛知県弁護士会は、「愛知県議による差別的投稿に抗議する会長声明」を公表した。この声明の目的は、(上記で述べた)「同議員の差別的投稿に強く抗議すると共に、性的マイノリティに向けられる差別感情や、婚姻の平等(同性婚)など政策上の差別的課題を解消するために、差別的言動に反対する姿勢の表明や、性的マイノリティに関する研修の実施、県内外で生活する性的マイノリティがさらされる差別問題の解消に向けた同取り組み等を積極的に進めることを要望する」ものとされ、同会として、「性的マイノリティに向けられる差別を払拭し多様性を尊重する社会の実現に向けて、取り組みを推進していく所存である」と提言している(甲A633)。

## (3) 鹿児島県弁護士会

同年2月28日、鹿児島県弁護士会は、「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、改めて、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を公表した。同声明では、「荒井前秘書官の一連の発言は、同性カップルに対するむき出しの悪意・嫌悪感の表明に他ならず、同性愛者などの性的マイノリティの尊厳を否定し、社会から排除するものである。内閣総理大臣秘書官という政府の重職にある人物によるかかる発言は、社会全体に、同性愛者等性的マイノリティは嫌悪されても仕方のないものであるとの誤ったメッセージを与え、なお根強く残る性的マイノリティに対する差別や偏見を助長しかねず、到底容認することはできない。」とし、今後、「性的マイノリティに対する正しい理解を深め、差別を根絶するためには、差別を撤廃するための施策や同性カップルの婚姻を可能とする法整備こそが必要であり、差別発言をした者の更迭、総理の謝罪や担当者の任命のみ

では、性的マイノリティが差別や偏見に晒されるという日本の現状を変えるには不十分である。」と述べられている(甲A634)。

#### (4) 千葉県弁護士会

同年3月2日、千葉県弁護士会は、国に対して、「現行法上同性愛者がパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは違憲状態に当たると認めた東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めるための法制度を速やかに行う」よう求める会長声明を発出した(甲A635)。

#### (5) 福岡県弁護士会

同年3月2日、福岡県弁護士会は、「性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める」会長声明を発表した(甲A636)。

#### (6) 山梨県弁護士会

同年3月8日、山梨県弁護士会は、「性的少数者に対する差別発言に抗議し、差別を撤廃するために実効性ある施策を進めると共に、同性婚の法制化を実現することを求める」会長談話を発表した(甲A637)。

#### (7) 熊本県弁護士会

同年3月8日、熊本県弁護士会は、「内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて、法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求める」会長声明を発出した(甲A638)。

#### (8) 香川県弁護士会

同年3月8日、香川県弁護士会は、「性的マイノリティに対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚の法制化を求める」会長声明を発表した(甲A639)。

#### (9) 岡山弁護士会

同年3月13日、岡山弁護士会は、「性的少数者に対する差別発言に対し強く抗議し、国に対し、性的指向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある立法を行うことを強く求める」会長声明を発出した(甲A640)。

#### (10) 福島県弁護士会

同年3月13日、福島県弁護士会は、「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制化を即刻実現することを求める」会長声明を発出した(甲A641)。

#### (11) 東京弁護士会

同年3月29日、東京弁護士会は、「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める」会長声明を発出した(甲A642)。

#### (12) 山口県弁護士会

同年3月30日、山口県弁護士会は、「(前)内閣総理大臣秘書官による性的少数者に対する差別発言に抗議し、改めて法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする早期の法律改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を増進する」会長声明を発出した(甲A643)。

#### (13) 東京青年司法書士協議会

2022年12月14日、東京青年司法書士協議会は、「同性婚東京地裁判決を受けて」という会長声明を発出した(甲A644)。

#### (14) 国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ

2023年3月31日、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、「性的マイノリティに対する差別禁止及び同性婚に関する法制化を求める声明」を発表した。同声明では、日本政府に対し、G7サミット開催までに同性婚法制化を実現するよう要請している。

### 5 地方自治体における取組み等

#### (1) パートナーシップ制度の拡がり

以下の地域について、新たにパートナーシップ制度が導入・施行されている。2022年11月に東京都でパートナーシップ制度が導入されたことにより大幅に人口カバー率が増え、全国各自治体でのパートナーシップ制度導入自治体の人口カバー率は、68%となっている(甲A645)。

このうち、下記一部の都市では、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が導入され、2者のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども(未成年者)との関係も合わせて証明する制度が始まった。

沖縄県浦添市

熊本県大津町

佐賀県唐津市

広島県安芸高田市

岡山県備前市

京都府向日市

滋賀県彦根市

神奈川県松田町

埼玉県川島町(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

埼玉県毛呂山町

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第2回期日(2023年4月11日)に提出された書面です。

埼玉県久喜市

埼玉県狭山市

徳島県那賀町

宮崎県えびの市

香川県善通寺市

岡山県真庭市

岡山県倉敷市

山梨県甲州市

埼玉県ときがわ町

石川県白山市

千葉県船橋市

埼玉県草加市

鹿児島県鹿児島市

広島県三原市

埼玉県日高市 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

埼玉県飯能市 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

埼玉県所沢市 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

愛知県蒲郡市

神奈川県寒川町

神奈川県綾瀬市

東京都多摩市

千葉県市川市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

埼玉県吉川市

青森県

佐賀県上峰町

徳島県美馬市



北海道江別市

埼玉県深谷市

宮崎県門川町

宮崎県西都市

大分県豊後大野市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

大分県竹田市

福岡県粕屋町 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

福岡県福津市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

香川県まんのう町

香川県琴平町

香川県綾川町

香川県宇多津町

香川県さぬき市

香川県観音寺市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

徳島県阿南市 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

広島県府中町

広島県廿日市市

岡山県笠岡市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

兵庫県たつの市

兵庫県姫路市

京都府福知山市

愛知県田原市

愛知県高浜市

愛知県新城市

愛知県岡崎市 (パートナーシップ・ファミリーシップ制度)

静岡県湖西市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪高裁)・第2回期日(2023年4月11日)に提出された書面です。

静岡県静岡市

岐阜県関市

長野県駒ヶ根市

神奈川県愛川町

神奈川県開成町

神奈川県山北町

神奈川県中井町

神奈川県二宮町

神奈川県大磯町

神奈川県海老名市

神奈川県厚木市

神奈川県平塚市

東京都武蔵野市

東京都北区

埼玉県宮代町 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

埼玉県上里町

埼玉県神川町

埼玉県美里町

埼玉県横瀬町

埼玉県鳩山町

埼玉県吉見町 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

埼玉県富士見市

埼玉県八瀬市

埼玉県熊谷市

群馬県吉岡町

栃木県野木町

秋田県秋田市

北海道北見市

北海道函館市

福岡県

秋田県

東京都荒川区（荒川区同性パートナーシップ制度）

愛知県春日井市（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度）

宮崎県日向市

高知県土佐清水市（パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度）

香川県坂出市

徳島県鳴門市（パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度）

千葉県習志野市（パートナーシップ・ファミリーシップ制度）

鳥取県境港市

大阪府茨木市

愛知県豊川市

神奈川県清川村

埼玉県ふじみ野市

熊本県菊池市

香川県三木町

愛知県豊山町

愛知県一宮市

新潟県三条市（パートナーシップ・ファミリーシップ制度）

埼玉県三郷市

栃木県佐野市

栃木県

高知県黒潮町

広島県海田町

岡山県美作市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

岡山県瀬戸内市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

和歌山県橋本市

愛知県みよし市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

福井県越前市

神奈川県座間市

栃木県那須塩原市

埼玉県戸田市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

高知県南国市 (パートナーシップ登録制度)

大阪府池田市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

東京都

岡山県浅口市

愛知県名古屋市 (ファミリーシップ制度)

長野県長野市

石川県野々市市

岩手県一関市

北海道帯広市

大分県日田市

香川県丸亀市

埼玉県小鹿野町

埼玉県白岡市

北海道苫小牧市

広島県三次市

埼玉県和光市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

愛知県小牧市 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

新潟県長岡市

北海道岩見沢市

熊本県菊陽町

高知県香南市

愛知県日進市

埼玉県嵐山町 (パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

静岡県

富山県

東京都調布市

千葉県柏市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

埼玉県加須市

千葉県木更津市 (パートナーシップ・ファミリー宣誓制度)

山形県酒田市

埼玉県新座市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

埼玉県朝霧市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

埼玉県志木市 (パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度)

福井県勝山市

熊本県阿蘇市

大阪府大阪市 (ファミリーシップ宣誓制度)

なお、大阪市は、大阪府、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市と「パートナーシップ宣誓証明制度の自治体連携に関する協定」を締結している。この提携により、2022年9月以降、大阪市に転入する際に継続申告書や必要書類を提出することで、転出自治体への証明書の返還等の手続きが不要となる。

## (2) 東京都小金井市議会による意見書

小金井市議会では、2021年12月22日、「同性婚の法制化を求める意見書」が可決された。なお、反対票を投じたのは、国会での与党である自民党及び公明党であった。

## (3) 京都府京田辺市議会による意見書

京田辺市議会は、2021年3月29日、「同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書」を全会一致で可決した。

## (4) 北海道歌志内市議会による意見書

歌志内市議会は、2021年6月17日、「同性婚の法制化に向けた議論の開始を求める意見書」を可決した。

## (5) 東京都町田市議会による意見書

町田市議会は、2021年12月22日、「同性婚を認める法改正に向けた議論の促進を求める意見書」を可決した。

## (6) まとめ

以上のように、同性カップルの抱える困難を少しでも解消するため、地方自治体レベルで人権擁護のための施策が取られている。しかし、その内容は法的拘束力のあるものではない上、地域毎に異なるため、当事者らの抱える不利益の大きさは何ら変わっていない。

このように、地方自治体の努力だけで当事者らの抱える困難を解消できないことは明らかであるのに、同性婚法制化の必要性から目を背け続け、差別的な制度を温存する国の不作為は許容することができない。

## 6 国民の意識のさらなる変化

### (1) NHKによる世論調査

2023年2月10日から同月12日にかけて、全国の18歳以上を対象に電話世論調査を実施した。

同調査では、「男性どうし、女性どうしの結婚を法律で認めるかどうか」について、「賛成」が54%、「反対」が29%であった。なお、支持政党別に見ても、与党支持層、野党支持層、無党派層とも「賛成」が半数を超え「反対」を上回っていた。年代別で見ると、70代以上では賛否が割れているものの拮抗しており、60代までの年代では「賛成」が60%を超えて多数となっている。

## (2) 朝日新聞及び日本経済新聞社による電話世論調査

2023年2月18日、19日両日に朝日新聞が電話で実施した全国世論調査によれば、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきか」との質問に対し、「認めるべきだ」との回答は72%に上り、「認めるべきでない」との回答の18%を大幅に上回った(甲A646)。

また、同年2月に日本経済新聞社が行った世論調査では、同性間の婚姻を法律で認めるべきとする意見が65%を占め、認めるべきではないとする意見(24%)を大きく上回る結果となった(甲A647)。

さらに、同年3月10日～13日に時事通信が実施した世論調査によれば、同性婚を法的に認めることへの賛否を尋ねたところ、「賛成」が56.7%に上り、「反対」(18.3%)の3倍を超えた。そして、自民党支持層に限っても、賛成44.8%であり、反対(28.7%)を大きく上回った(甲A648)。

## (3) 毎日新聞による世論調査

2023年2月18日、19日の両日、荒井前秘書官の発言を受けて、毎日新聞による全国世論調査が実施された。日本で性的少数者の人権が守られていると思うかという質問に対して、「守られていると

思う」との回答は15%にとどまり、「守られているとは思わない」の65%を大きく下回った。

また、同性婚を法的に認めることについては、「賛成」が54%で、「反対」の26%を上回った。「賛成」は若い世代ほど多く、18歳～29歳では約8割、30代と40代では約7割、50代でも6割近くを占めた。なお、調査方法が異なるため単純に比較できないが、2015年3月の同紙による調査では、同性婚に賛成が44%、反対は39%であり、賛成意見が増加していることがうかがえる。

#### (4) 読売新聞による世論調査

2023年2月、読売新聞は、電話により全国世論調査を実施した。

同調査では、「あなたは、男性同士、女性同士が結婚する「同性婚」を法的に認めることに賛成ですか、反対ですか」との問いに対して、賛成66%、反対24%であった。

#### (5) FNN（フジニュースネットワーク）による世論調査

2023年2月、FNN（フジニュースネットワーク）は、全国世論調査を実施した。

同調査では、「男性どうし、女性どうしの結婚、同性婚を法律で認めることに賛成か、反対か。」という問いに対して、賛成71%、反対19.6%であった。

#### (6) まとめ

このように、同性婚法制化に対する賛成意見が過半数を上回る状態が続いており、その割合は増加傾向にある。特に若年層はその大多数が賛成の意見を有しているが、高年齢層でも賛成意見が増えている。

これまでも繰り返し述べてきたとおり、日本社会は、同性婚法制化を受け入れる準備が十分に整っているのである。



### 第3 企業等の取組み

#### 1 経団連会長による発言

日本経済団体連合会（経団連）の十倉雅和会長は、2023年3月20日、世界では「理解増進ではなくて差別を禁じ、同性婚を認める流れにある」と指摘したうえで、「理解増進の法案を出すことですら議論をしているというのは、いかがなものか」と話し、同性婚法制化がなかなか進まない状況を厳しく批判した。

#### 2 同性婚法制化に賛同する企業の増加

「Business for Marriage Equality」に賛同し、同性婚の実現に対する賛成意見を表明する企業は、同キャンペーンが発足した2020年11月18日時点の46社から、368社（2023年3月31日現在）にまで増加している。

### 第4 諸外国における取組み

アンドラ公国では、2022年7月21日に、同性間の婚姻を認めるよう家族法の修正に関する改正法案が議会で承認され、同年8月17日に公布された。

また、キューバでは、2022年9月25日に同性間の婚姻の合法化を含む家族法改正が国民投票にかけられ、圧倒的多数で承認された。

さらに、スロヴェニアにおいて、2022年10月4日に、東欧で初めて同性間の婚姻が制度的に可能となった（報道のみ）。

以上